

## 岡山市廃棄物発電電力活用事業仕様書

## 第1章 事業趣旨

### 第1節 事業目的

岡山市廃棄物発電電力活用事業（以下「本事業」という。）は、岡山市の所有するごみ焼却施設（以下「各供給施設」という。）で発電した電力（以下「発電電力」という。）について、自己託送制度を活用して岡山市の所有する各需要施設（以下「各需要施設」という。）へ供給するとともに、自己託送電力だけでは不足する場合の負荷追随電力についても、各供給施設の発電電力を、受注者を經由し、再生可能エネルギー100%電力及びカーボンフリー100%電力として各需要施設へ供給することで、電気料金の低減と各需要施設における需要電力の脱炭素化を図り、電力の地産地消を実現する。

### 第2節 事業期間

本事業の実施期間は、契約日から令和11年3月31日（土曜日）までとする。

## 第2章 業務内容

本事業の目的に沿って、各供給施設の余剰電力を、自己託送制度を活用し、負荷追随電力とともに各需要施設へ供給すること。また、各供給施設の余剰電力から自己託送電力を除いた地産電力を購入し、各需要施設への負荷追随電力として活用すること。

### 第1節 電力需給業務に関すること

#### 1 需要対象施設及び設備の概要

別紙1「需要対象施設一覧」のとおり

#### 2 契約電力、予定使用電力量

別紙2「電力使用計画」のとおり

ただし、令和8年11月24日全面開庁予定の新庁舎及び令和9年4月1日試運転開始予定の可燃ごみ広域処理施設（仮称）については、稼働実績がないことから電力量が大きく変動する可能性がある。また、令和9年9月基幹改良工事着手予定の当新田環境センターについても、状況等により電力量が変動する可能性がある。

#### 3 供給施設

別紙3「供給施設一覧」のとおり

#### 4 余剰電力量

別紙4「月別余剰電力送電計画」のとおり

#### 5 供給期間

令和9年4月1日0時から令和11年3月31日24時とする。

#### 6 契約金額

単価契約とし、入札内訳書の単価とする。

#### 7 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

ただし、取引用計量装置は一般送配電事業者の所有とする。

#### 8 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じとする。

## 9 供給の方法

10「自己託送に係る事項」に基づき、各供給施設が供給する電力を自己託送するための運用支援を適正に行うこと。また、不足分については、第2節「地産電力購入に関すること」で購入した地産電力及び非化石価値を優先的に供給し、さらに不足が生じる場合は、市場等から調達した電力に、非化石価値を付けて供給すること。

なお、環境に配慮して設計した新庁舎に対しては、全ての電力を再生可能エネルギー100%で供給することとし、他の需要施設を含めた需要施設全体としては、カーボンフリー100%電力を供給すること。

## 10 自己託送に係る事項

### (1) 利用開始前手続き

受注者は、自己託送利用開始前に必要な申請手続きを行うものとする。また、受注者は、自己託送利用前手続きの関係で、令和9年4月1日から自己託送が利用できない場合、各需要施設の電力全量を負荷追従電力で供給すること。なお、申請手続きに必要な本市所有の情報は、契約後受注者に開示する。

### (2) 各種計画の作成及び提出

受注者は、本市に代わって電力広域的運営推進機関等へ必要な各種計画（発電販売計画や需要調達計画等）の作成及び提出を行い、責任をもってこれに係る運用を行う。

作成に際しては、各供給施設の電気主任技術者（運営委託事業者）の助言を受けること。

### (3) インバランス料金の精算

受注者は、計画値同時同量制度を遵守するための需給管理を実施するとともに、同制度に基づくインバランスに係る料金（インバランス料金）について、本市に代わって一般送配電事業者と精算する。これには一般送配電事業者のインバランス料金単価算定誤り等に起因するインバランス料金の精算も含むものとする。

### (4) 託送料金の精算

受注者は、一般送配電事業者の各種約款に基づき、接続供給契約等における料金（託送料金）及びその他金銭債務（本市に起因し生ずる工事費負担金等の金銭債務を除く。）を本市に代わって負担する。

### (5) 発電側課金の精算

受注者は、一般送配電事業者の各種約款に基づき、発電量調整供給契約等における料金（発電側課金）及びその他金銭債務（本市に起因し生ずる工事費負担金等の金銭債務を除く。）を本市に代わって負担する。

### (6) 自己託送電力量料金の設定

自己託送電力量料金の単価設定に当たっては、前3項の料金等（インバランス料金、託送料金、発電側課金）及び自己託送に伴う一切の経費を見込んで単価を設定すること。

### (7) 自己託送計画値

自己託送における各種計画の値は、各施設の需給予測に基づいて算出するものとする。年間計画は、受注者から本市へ提出し、両者協議により確定するものとする。また、受

注者は、月間計画を本市に事前に提出するものとし、両者協議により翌月の自己託送電力量を決定する。受注者は、本市へ提出する際は、加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて、環境局環境部ゼロカーボン推進課に電子メールで提出すること。

なお、受注者は、本市の 37 施設が、別紙 2「電力使用計画」に記載の自己託送電力量以上の量を使用できるように努めること。ただし、各需要施設の需要電力量の著しい減少や、供給施設の発電電力量の著しい減少があった場合はこの限りではない。受注者は、別紙 2「電力使用計画」に記載の年間自己託送電力量を達成できなかった場合は、その原因を分析し、分析結果と運用改善案を記載した報告書を本市に提出すること。

#### (8) 自己託送実績報告

受注者は、本業務における当月の実績報告を、当月における全需要施設の検針完了後、最終検針日の翌日から起算して 10 日以内を目途に提出すること。提出方法及び送付先は 10(7)と同様とする。実績内容については、次の各項目を記載すること。ただし、ウに関しては 4 半期毎の報告とする。

ア 各施設の自己託送（当初及び変更後）計画電力量

イ 各施設の自己託送実績電力量（総量及び 30 分値）及び金額

ウ 予定自己託送電力量との比較（予定自己託送電力量に満たなかった場合は、その原因を分析し、分析結果の報告と運用改善策の提案を行う。）

#### (9) その他

受注者は、その他本事業を履行するために必要となる運用支援を含めた全ての業務を行う。

なお、本市は令和 4 年 7 月から自己託送を開始しており、これに伴う本市と一般送配電事業者の間で締結している契約の状況は以下のとおりである。

ア 振替供給契約（沖縄電力を除く一般送配電事業者）

イ 発電量調整供給契約（中国電力ネットワーク株式会社）

ウ 接続供給契約（中国電力ネットワーク株式会社）

#### 11 検針日及び計量

検針日は次の各号のとおりとし、計量は、計量器により記録された値によるものとする。

##### (1) 高圧で受電する需要施設

検針日は毎月 1 日とする。なお、別紙 1「需要対象施設一覧」に記載の検針日が毎月 1 日でない施設については、供給開始に係る手続き（スイッチング）の際に受注者から一般送配電事業者へ検針日変更の申請を行うこと。

##### (2) 低圧で受電する需要施設

検針日は別紙 1「需要対象施設一覧」に記載のとおりとする。

#### 12 電力量の検針方法

受注者の検針方法による。

#### 13 力率

力率は、その 1 月のうち毎日 8 時から 22 時までの時間における平均力率とする。

単位は、%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。）。平均力率の算定式は、次のとおり。

$$\text{平均力率（％）} = \text{有効電力量} \div \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

14 燃料費等調整単価

別紙「需要対象施設一覧」に記載の各施設の契約種別に応じて、本市を管轄する電力会社（旧一般電気事業者）が公表する単価とする。

15 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価を指し、経済産業省が定める単価とする。

16 契約電力を超過した場合

契約電力が 500kW 以上の施設(※)において、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合、受注者及び一般送配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、受注者の請求により本市は契約超過金を支払う。

※契約電力が 500kW 未満の施設の場合、見積書作成の設定上の契約電力は、別紙 2「電力使用計画」とするが、供給開始後の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

17 臨時精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、受注者は臨時精算金を請求することができるものとする。

18 請求方法

請求は月ごとの一括請求とし、当該月における全需要施設の検針完了後、最終検針日の翌日から起算して10日以内を目途に、速やかに前月分の電気料金の請求を行うこと。請求にあたっては、当該月の電気料金の総額を記載した適格請求書に加えて、需要施設ごとの電気料金及び税額を確認できる内訳書を添付のうえ、環境局環境部ゼロカーボン推進課に電子メールで提出すること。また、分散検針の需要施設においては、供給開始月使用分及び供給終了月使用分に限り、供給切替日（4月1日）を基準として日割り計算による基本料金と使用電力量に基づく電力量料金を算定し請求を行うこと。その他の月については、検針日に基づく使用期間により請求を行うこと。

19 支払方法

1 月ごとに、受注者からの請求に基づき、当該請求書が適法であると認められる場合は、支払請求書を受領した日から30日以内に、その電気料金を支払うこととする。

20 料金の算定

(1) 料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により、次の計算方法で行う。なお、電気料金の合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てることとする。ただし、途中計算の過程においては、小数点以下第3位を四捨五入することとする。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

(2) 基本料金、電力量料金、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、次のとおりとする。

ア 基本料金

- (7) 業務用電力、業務用TOU、高圧電力A、高圧TOUA、高圧TOUB  

$$\text{常時電力基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）} \times \text{契約電力} \times$$

$$(\text{185\%} - \text{力率}) + \text{予備電力基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）} \times \text{契約電力}$$
- (4) 従量電灯B  

$$\text{基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）} \times \text{契約容量}$$
- (ウ) 低圧電力  

$$\text{基本料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）} \times \text{契約電力}$$

#### イ 電力量料金

- (7) 業務用電力、業務用TOU、高圧電力A、高圧TOUA、高圧TOUB  

$$\text{負荷追従電力量料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）} \times \text{負荷追従使用電}$$

$$\text{力量} \pm \text{燃料費等調整単価（消費税及び地方消費税額を含む）} \times \text{負荷追従使用電}$$

$$\text{力量} + \text{自己託送電力量料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）} \times \text{需要側自}$$

$$\text{己託送電力量}$$
- (4) 従量電灯A  

$$\text{最低料金（最初の15kWhまで）} + 15\text{kWhを越える各区分の負荷追従電力量料金単}$$

$$\text{価（消費税及び地方消費税を含む）} \times 15\text{kWhを越える各区分の負荷追従使用電}$$

$$\text{力量} \pm \text{燃料費等調整単価（消費税及び地方消費税を含む）} \times \text{負荷追従使用電}$$

$$\text{力量}$$
- (ウ) 従量電灯B  

$$\text{各区分の負荷追従電力量料金単価（消費税及び地方消費税を含む）} \times \text{各区分の}$$

$$\text{負荷追従使用電力量} \pm \text{燃料費等調整単価（消費税及び地方消費税を含む）} \times \text{負}$$

$$\text{荷追従使用電力量}$$
- (エ) 低圧電力  

$$\text{負荷追従電力量料金単価（消費税及び地方消費税を含む）} \times \text{負荷追従使用電}$$

$$\text{力量} \pm \text{燃料費等調整単価（消費税及び地方消費税を含む）} \times \text{負荷追従使用電}$$

$$\text{力量}$$

#### ウ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（消費税及び地方消費税を含む）} \times \text{負荷追}$$
  

$$\text{随使用電力量}$$

- (3) 基本料金単価、負荷追従電力量料金単価、自己託送電力量料金単価、従量電灯Aにお  
ける最低料金については、入札内訳書の単価とする。

#### 21 その他

- (1) 契約期間中の年間電力量は予定使用電力量と同等とし、年間における実績使用量が、  
予定使用電力量に対し、増減した場合でも使用実績に応じた請求とすること。なお、予  
定使用電力量に対し、使用実績に差異が生じた場合、本市は何らの責任を負わない。
- (2) 受注者は、各月の電気使用量（日別・時間帯別）を加工可能な電子データ（例：  
Microsoft エクセル形式）にて、環境局環境部ゼロカーボン推進課に電子メールで提出  
すること。
- (3) 各需要施設に供給する再生可能エネルギー100%電力及びカーボンフリー100%電力に

については、各供給施設由来の非化石価値を優先的に使用することとし、トラッキングを付与することとする。また、各供給施設の非化石価値では不足する環境価値については、次のいずれか又は組合せによる環境価値を供給することとする。なお、環境価値使用を確認できる資料を提出することとし、新庁舎への供給分については、他の需要施設とは別に電力メニューを設定するなど他の需要施設への供給分と区分して管理のうえ、新庁舎が再生可能エネルギー100%電力であることを証明すること。資料の提出方法等の詳細については、別途両者による協議で定めるものとする。

ア 再生可能エネルギー価値

FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定あり）、グリーン電力証書又はJ-クレジット（再エネ由来）

イ カーボンフリー価値

FIT非化石証書、非FIT非化石証書、グリーン電力証書又はJ-クレジット

- (4) 次年度以後の歳入歳出予算が減額・削除された場合には、この契約の変更・解除を行うことがある。その際、本市は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 第2節 地産電力購入に関すること

### 1 予定購入量

別紙4「月別余剰電力送電計画」に示す余剰電力量から、第1節の業務で行う自己託送電力量に相当する発電側自己託送電力量を差し引いた量

### 2 購入期間

令和9年4月1日0時から令和11年3月31日24時とする。

### 3 供給場所

別紙3「供給施設一覧」のとおり

### 4 発電設備

- (1) 各供給施設は、廃棄物の焼却による廃熱を利用した汽力発電（廃棄物発電）を行う。複合ごみ発電（いわゆるスーパーごみ発電）等は、導入していない。
- (2) その他、発電設備の概要は、別紙3「供給施設一覧」のとおりとする。

### 5 契約金額

単価契約とし、入札内訳書の単価とする。

### 6 バイオマス比率

49.897%（過去5年平均）とする。詳細は、別紙5「バイオマス比率実績表」に示すとおり。

### 7 契約条項

- (1) この契約は、受注者が、各供給施設から供給する余剰電力から発電側自己託送送電電力分を除いた全量を、地産電力として購入するものとする。また、予定購入量に比べて過不足がある場合でも、本市は受注者に全量売却し、受注者は、本市から全量購入することとする。なお、購入電力量が予定購入電力量を下回る場合、本市は当該差量について売却義務を負わず、何らの責任を負わない。

- (2) 購入した地産電力は、「第 1 節 電力需給業務に関すること 9 供給の方法」に記載のとおり、各供給施設への負荷追従電力として最大量活用すること。
  - (3) 受注者は、契約金額（単価）には、発電インバランス単価及び託送料金の発電側課金が含まれているものとし、別途精算は発生しないものとする。
  - (4) 契約後、電気事業法、再エネ特措法等の内容が変更になり、仕様書、契約書に齟齬が生じる場合は、本市と協議のうえ、契約金額（契約単価）を除き内容を見直すものとする。なお、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、その実情に応じて、発注者と受注者で協議のうえ、契約金額を変更することができるものとする。
  - (5) 予定購入量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する場合があるが、本市はその予定購入電力量に拘束されるものではなく、一切の義務を負うものではないものとする。
  - (6) 本市及び受注者は、本契約を履行するため、国、認定機関及び一般送配電事業者等に対する申請手続きを遅延なく行うものとする。
- 8 非化石価値
- (1) 購入電力量に係る非化石価値は、本業務により受注者が購入する購入電力に併せて、受注者に売却するが、第 1 節 9 「供給の方法」に記載のとおり、各需要施設に供給する負荷追従電力に最大限活用することとし、事業期間末に非化石価値の余剰を可能な限り発生させないよう運用すること。
  - (2) 本市及び受注者は、非化石価値を有することを証するもの（以下「非 F I T 非化石証書」という。）に係る取引を円滑に行うために、相互に協力することとする。なお、毎月の国及び認定機関等への必要な申請手続き（電力量認定申請等）については受注者にて行うこととする。
- 9 託送供給等契約
- (1) 受注者は、購入電力の受給のために別途、一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく契約が必要となる場合は、受注者の責任と負担で遅滞なく契約を締結すること。また、これに必要な情報、承諾書等について、本市は受注者に協力し提供する。
  - (2) 本市は、発電者として、一般送配電事業者の託送供給等約款を遵守する。
  - (3) 本市は、受注者が託送供給等約款に基づく契約を締結する際に、本業務に係る場合に限り、受注者が接続検討回答書を必要な範囲内で使用することを認める。
  - (4) 託送供給等約款に基づく契約の締結、履行及びその他購入電力の接続供給に必要な費用は、全て受注者が負担すること。
- 10 購入電力量の計量及び検針
- (1) 取引用電力量計とは別に、受注者独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、本市の承諾の下、受注者の責任でこれを行うこと。
  - (2) 取引用電力量計及びその付属装置に不具合が生じた場合は、その期間内の余剰電力量について、その都度本市と受注者が一般送配電事業者と協議して決定することとする。
  - (3) 第 1 項の取引用電力量計の検針は、毎月末日の 24 時に一般送配電事業者が行うものとし、本市及び受注者はその結果について、互いに確認する。

- (4) 受注者は必要があるときは、本市に対して臨時検針を求めることができることとし、本市はこれに応じる。

#### 11 料金の算定及びその支払い

- (1) 受注者は毎月、本市から得た購入電力量に対する電力量料金を本市に支払うものとする。

電力量料金は、購入電力量に対し、電力量料金単価（消費税相当額を含む単価）を乗じて得た金額とする。

- (2) 前項の電力量料金単価は、1円未満小数点以下第2位まで有効とし、電力量料金を算定した後、1円未満は切り捨てるものとする。

- (3) 受注者は、11(1)により算定した電力量料金の計算書（時間帯区分ごとの内訳を記載したもの）と、30分ごとの余剰電力量及び余剰電力量のうち自己託送量を記載した明細書を対象月の翌月の初日から10日目の日（ただし、岡山市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）までに本市に通知するものとする。

通知するにあたっては、加工可能な電子データ（例：Microsoft エクセル形式）にて、内訳としてデータを含むものを環境局環境部ゼロカーボン推進課及び各供給施設に電子メールで提出すること。

ア 余剰電力量全量の30分値

イ 余剰電力量全量のうち自己託送分の30分値

ウ 余剰電力量全量のうち自己託送分を除いた分（売却電力量）の30分値

- (4) 本市及び受注者は、11(1)により算定された電力量料金に不備がないことを互いに確認した後、本市は、電力量料金の納入通知書を対象月の翌月20日までに受注者に送付し、受注者は納入通知書を受領した日から30日以内に本市に支払うものとする。

なお、支払日が銀行法第15条1項に規定する銀行の休日（昭和56年法律第59号。以下「休日」という。）に該当する場合は、翌日に支払うものとする。また、翌日が休日に該当する場合は、さらに翌日に支払うものとする。

- (5) 前項の支払いが所定の期日までに行われなかった場合は、その翌日から支払いの日まで年3.0パーセントの割合で算定される遅延利息を受注者から本市に支払うものとする。

#### 12 その他

- (1) 本市及び受注者は、この業務に係る電力の供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常に保つ等、相互に協力するとともに、第三者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは及ぼす恐れがある場合は、各々必要な措置を講ずることとする。

- (2) 本市は受注者の要求に基づき、余剰電力供給計画を受注者に提供する。なお、本市は、余剰電力供給計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではない。

- (3) 余剰電力量が供給計画と大きく乖離する事態が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合は、本市は受注者に対し速やかに通知する。

### 第3章 事業実施の条件

#### 第1節 基本事項

- 1 本事業で外部協力者（業者の再委任等）が必要な場合は、事前に本市と協議し承認を得ること。
- 2 本事業に従事する者の安全衛生に関する管理については、受注者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

## 第2節 報告義務

本事業実施中、トラブルが発生した場合には、必要な処置を講じるとともに、直ちに本市に報告しなければならない。また、対応を行った場合は、処置後に報告書を提出すること。

## 第3節 事業実績の報告

### 1 報告書の提出

受注者は、本事業に関わる電力需給や購入等の実績及び環境価値（非化石証書）の取得・活用実績等を、各年度事業終了時に報告書としてまとめ、提出すること。報告書は、加工可能な電子データ（例：Microsoft ワード形式）及びPDF形式により、環境局環境部ゼロカーボン推進課に電子メールで提出すること。

### 2 報告書内容の帰属、著作権等

報告書記載内容の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き以下のとおりとする。

- (1) 本事業で作成した報告書の権利は本市に帰属するものとし、本市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受注者は、報告書の内容が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を報告書の提出時に本市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 報告書の内容に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

## 第4節 適用範囲

本仕様書は、本市が受注者に発注する本事業全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、本市との協議のうえ、受注者の責任において誠実に履行すること。

## 第5節 法令・条例等の適用

受注者は、本事業の実施にあたり、次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- 1 岡山市契約規則
- 2 その他の関係法令

## 第6節 秘密の保持

受注者は、本事業上知り得た秘密を事業以外の目的に使用し、または本市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。

## 第7節 損害の賠償

本事業遂行中に受注者又は参加者が本市又は第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を書面により報告し、本市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受注者の責任において処理解決するものとする。

## 第8節 貸与資料等

- 1 受注者が本事業を実施する上で必要となる資料等のうち、本市が提供することが可能な資料等は、受注者に無償で貸与するものとする。
- 2 貸与された資料等は、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本事業において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたときまたは本事業履行上不要になった場合は本市に返還しなければならない。また貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど本市の指示に従った処置を行うこと。

## 第9節 事業管理

- 1 受注者は、本市の視点に立って、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、また、本事業の目的や本市の要求するサービス水準を達成できるように、すべての工程における事業管理（各業務の進捗状況の把握、本市が見落としがちな要件の指摘、課題・問題点の早期発見と解決策の検討、本市への迅速な状況報告等）を徹底すること。
- 2 事業管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つのみならず、適切な課題解決策、方法論等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業推進できる能力を有すること。また、事業の要員の作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど課題・問題等が発生した場合は、早急に原因を調査し、要員の追加や担当者の変更等、体制の見直しを含むリカバリープランを提示し、本市の承認を得た上で、これを実施すること。

## 第10節 作業経過の報告

本事業の実施期間中において、受注者は本市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、本市は必要に応じて本事業の実施状況を調査し、または報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、または本市が指示した事項等について、受注者は定期的に、その進捗を報告すること。

## 第11節 協議

- 1 本事業を適正かつ円滑に実施するため、受注者は各々の業務について本市と常に緊密な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本市を管轄する旧一般

電気事業者（小売部門）の電気契約要綱及び電気特定小売供給約款並びに入札説明書等に示された条件に基づき、本市と受注者で協議のうえ、本市の指示に従い、事業を遂行すること。

- 2 本市において必要と認めたときは、作業の変更または中止をすることがある。この場合の変更について、契約書に明記されていない場合は、変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。変更・中止により受注者に損害が生じたときは、本市はこれを賠償する。